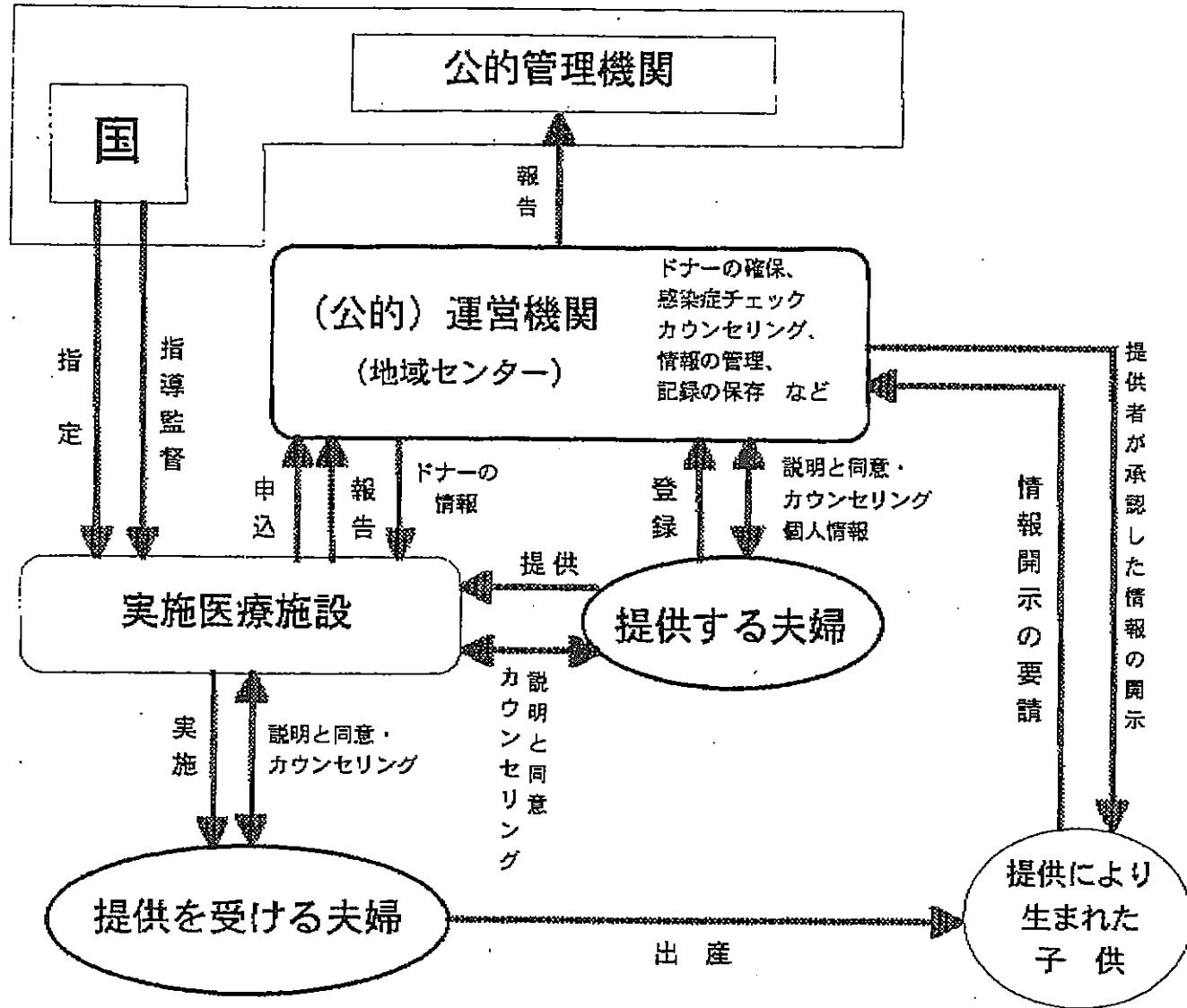


「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療の流れ」における
公的管理運営機関の守備範囲における個人的意见



前回（第3回）議論がありました、
公的管理運営機関の守備範囲について、
個人的な意見を述べさせて戴きます。

前回も色々なご意見がありましたが、
私はこの医療において、ドナーの確保や
個人情報の管理などを全て個々の実施
施設で行うのは大変難しいと思います。
配偶子や胚を一元的に管理することは
不可能ですが、情報を管理し、ドナーと
実施施設を結ぶ（公的）運営機関が必要
なのではないかと思います。このような
機関で、ドナーの確保とそれに伴うカウ
ンセリングや感染症検査、ドナーと実施
施設間のコーディネイト（順位をつける
という意味ではありませんが）、個人情
報の管理や記録の保存などができるば、
この医療がスムーズに進むのではないか
と思います。

この機能は公的管理機関が行っても良い
と思いますが、各地域の実施施設のひと
とに機能を委託するようなことも考え
られると思います。

さがらレディスクリニック
相良 洋子